

災害派遣手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年7月12日

香 川 県 教 育 委 員 会

**香川県教育委員会規則第12号**

災害派遣手当等に関する規則の一部を改正する規則

災害派遣手当等に関する規則（平成8年香川県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号）第24条の8の規定に基づき、<u>災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>（以下「災害派遣手当等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(災害派遣手当等の額)</p> <p>第2条 公立学校職員の給与に関する条例第24条の8第2項（<u>同条第6項</u>においてその例によることとされる場合を含む。）の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める額は、別表に掲げる額とする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号）第24条の8の規定に基づき、<u>災害派遣手当及び武力攻撃災害等派遣手当</u>（以下「災害派遣手当等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(災害派遣手当等の額)</p> <p>第2条 公立学校職員の給与に関する条例第24条の8第2項（<u>同条第5項</u>においてその例によることとされる場合を含む。）の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める額は、別表に掲げる額とする。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第1条及び第2条の規定は、平成25年4月13日以後に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第43条の規定により国、他の地方公共団体等から派遣された職員に支給する新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当について適用する。